

意見第4号

政府による安倍元首相の国葬の強行に抗議する意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2022年9月14日

提出者 久喜市議会議員
杉野修
渡辺昌代
猪股和雄
賛成者 久喜市議会議員
川辺美信

久喜市議会議長 柿沼繁男 様

政府による安倍元首相の国葬の強行に抗議する意見書

7月8日、安倍元首相が銃撃により亡くなった。犯行動機は、旧統一協会からの被害に対する怨みであると伝えられているが、いかなる理由があろうとも、殺人が正当化されるものでないことは言うまでもない。政府は、安倍元首相の「国葬」を9月27日に行うことを閣議決定した。葬儀委員長は岸田文雄首相が務め、また費用は政府が全額公費負担するとされている。しかし、戦前あった国葬令は廃止されており、今回の「国葬」は、法的根拠や基準は曖昧である。また、戦後唯一実施された吉田元首相の国葬に対する批判が大きかったことから、佐藤栄作元首相の際は「公的根拠がない」ことをもって見送られた経緯がある。

本来、追悼の仕方などは、国民個人の意思によるべきものであり、国として弔うことになれば、本来自由であるはずの「内心の自由」を強制することにつながる恐れがある。そして、安倍元首相の生前の実績に対する評価は、国内世論も大きく分かれるとの調査結果も示されている。全額公費負担である国葬だからこそ、どこが財政負担すべきかについても、国民の議論は二分している。そうしたことを考慮するなら、政府は国会を開いて十分な審議をすべきであった。それをせず、閣議決定によって政府の一存で国葬を決定し強行することは、今後、大きな禍根を残すことになると思う。したがって、安倍元首相の国葬の実施に強く抗議する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
あて